



市章

# 彦根市公報

令和4年(2022年)7月1日

第1871号

金曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

## 目次

### ○ 規則

- 36 彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則(都市計画課)..... 2
- 37 彦根市公園条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)..... 2

### ○ 訓令

- 16 彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令(総務課)..... 5

### ○ 告示

- 174 施術担当機関の指定(社会福祉課)..... 5
- 175 令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)の要領の公表(財政課)..... 5
- 176 自転車等の移動および保管(都市計画課)..... 5
- 177 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 6
- 178 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 7
- 179 指定居宅介護支援事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 7
- 179の2 健康診査手数料の徴収事務の委託(健康推進課)..... 8
- 180 有料の公園施設の設置(都市計画課)..... 8
- 181 指定緊急避難場所の指定(危機管理課)..... 9

### ○ 公告

- 彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告(農林水産課)..... 9
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 9
- 犬の抑留について公告(生活環境課)..... 10
- 公示送達について公告(保険年金課)..... 10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 11

### ○ 農業委員会告示

- 7 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 12

### ○ 水道事業告示

- 10 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 12
- 11 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 12
- 12 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 13

### ○ 日夏町財産区告示

- 4 彦根市日夏町財産区議会の招集..... 13

# 規則

彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

## 彦根市規則第 36 号

彦根市有料公園施設管理運営規則の一部を改正する規則

彦根市有料公園施設管理運営規則(平成 18 年彦根市規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「野球場、」を削り、「および多目的競技場」を「、多目的競技場および多目的グラウンド」に改める。

第 3 条の見出し中「受理期間」を「受付の開始」に改め、同条中「金亀公園の野球場およびテニスコートならびに荒神山公園の各施設にあっては使用月の 1 箇月前まで、金亀公園の多目的競技場にあっては使用月の 3 箇月前までは、これを受理しない」を「使用しようとする日の前 3 月に当たる日の属する月の初日から受け付けることができる」に改める。

第 4 条第 3 項中「、野球場にあっては 1,460 円」を削る。

別表荒神山公園の項に次のように加える。

テント	1 張	520
-----	-----	-----

### 付 則

この規則は、令和 4 年 6 月 11 日から施行する。

彦根市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 6 月 11 日

彦根市長 和 田 裕 行

## 彦根市規則第 37 号

彦根市公園条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市公園条例施行規則(昭和 54 年彦根市規則第 16 号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 3 号その 4 を削り、同様式その 5 を同様式その 4 とし、同様式その 6 を同様式その 5 とし、同様式その 7 の前に次の 1 様式を加える。

様式第3号(第2条関係)

(その6)

年 月 日

彦根市長 様

申請者 団体名  
住 所  
氏 名  
電 話

公園施設使用許可申請書(金亀公園多目的グラウンド)

彦根市公園条例第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用目的	使用予定人数				備考
	早朝	午前	午後	前夜	
使用日時	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
当日受付	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	

(ここから下は記入しないでください。)

上記使用許可申請書に基づき、許可してよろしいか。

請求金額		円		受付番号	第 号	
内	使用料基本料	円		受付月日		
	その他	円				
容						
決	課長	課長補佐	係長			係
裁						

注意事項

指定管理者が管理業務を行う公園においては、この様式の「彦根市長」は「指定管理者」、「使用」は「利用」と書き換えて使用する。

別記様式第11号の2その4を削り、同様式その5を同様式その4とし、同様式その6を同様式その5とし、同様式その7の前に次の1様式を加える。

様式第 11 号の 2(第 3 条関係)

(その 6)

第 号  
年 月 日

(申請者)団体名

所在地

代表者氏名

様

彦根市長



公園施設使用許可書(金亀公園多目的グラウンド)

彦根市公園条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

使用目的	使用予定人数				備考
	早朝	午前	午後	前夜	
使用日時	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	
当日受付	月 日	月 日	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日	月 日	

受付番号	第 号
受付月日	

注意事項

指定管理者が管理業務を行う公園においては、この様式の「彦根市長」は「指定管理者」、「使用」は「利用」と書き換えて使用する。

付 則

この規則は、令和 4 年 6 月 11 日から施行する。

訓 令

**彦根市訓令第16号**

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月15日

彦根市長 和田裕行

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市事務決裁規程(平成19年彦根市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

別表第3福祉保健部高齢福祉推進課の部中14の項を削り、15の項を14の項とする。

**付 則**

この訓令は、令和4年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

**告 示****彦根市告示第174号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助および医療支援給付のための施術担当機関を下記のとおり指定した。

令和4年6月3日

彦根市長 和田裕行

## 記

施術者の氏名	施術者の住所	指定年月日
金子 尚美	彦根市小泉町 620 番地 46	令和4年5月9日

**彦根市告示第175号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、令和4年6月6日市議会の議決を経た令和4年度(2022年度)彦根市一般会計補正予算(第3号)の要領を次のとおり公表する。

令和4年6月6日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

**彦根市告示第176号**

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年6月7日

彦根市長 和田裕行

## 記

## 1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

## 2 移動区域

東出公園

## 3 移動日時

令和4年5月16日 午前9時から午前10時まで

4 保管場所

彦根市放置自転車等保管場所(彦根市山之脇町 33 番地 1 地先)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

月曜日から金曜日まで 午前 9 時から午後 5 時まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)に規定する市の休日を除く。)

※ あらかじめ下記問合せ先に連絡し、返還日時を決定すること。

7 返還手続

次のものを持参の上、保管場所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課(電話 0749-30-6124)

**彦根市告示第 177 号**

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 8 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 11 条第 2 項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

- (1) 令和 4 年 5 月 11 日午後 2 時頃
- (2) 令和 4 年 5 月 20 日午後 2 時頃
- (3) 令和 4 年 5 月 22 日午後 2 時頃
- (4) 令和 4 年 5 月 23 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

## 7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

## 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

## 9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134 内線 245、246)

**彦根市告示第178号**

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年6月8日

彦根市長 和田裕行

記

## 1 移動理由

条例第10条に該当したため

## 2 移動区域

彦根駅前自転車等放置禁止区域

## 3 移動日時

令和4年5月16日午後1時頃

## 4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)

## 5 保管期間

告示の日から3箇月間

## 6 返還日および返還時間

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

## 7 返還手続

次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

## 8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

## 9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134)

**彦根市告示第179号**

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定したので、同法第 85 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

事業所名	事業所所在地	申請者名および代表者氏名	サービス種類	指定日	事業所番号	有効期限
鈴木ヘルスケアサービス	彦根市後三条町 350 番地 3	鈴木ヘルスケアサービス株式会社 代表取締役 鈴木 則成	居宅介護支援	令和 4 年 6 月 1 日	2570200465	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 10 年 5 月 31 日まで

### 彦根市告示第 179 号の 2

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、健康診査手数料の徴収事務を下記のとおり委託した。

令和 4 年 6 月 10 日

彦根市長 和田 裕 行

記

#### 1 委託の相手方

- (1) 所在地 彦根市八坂町 1900 番地 4
- (2) 名称 彦根歯科医師会
- (3) 代表者 会長 田井中 聡

#### 2 委託事務の内容

彦根市手数料条例(平成 12 年彦根市条例第 10 号)に基づく歯科健康診査に係る健康診査手数料の徴収事務

#### 3 委託期間

令和 4 年 6 月 10 日から令和 5 年 1 月 31 日まで

#### 4 徴収の方法

現金で徴収する。

#### 5 その他

委託事務は、別表に掲げる実施医療機関で行う。

### 彦根市告示第 180 号

下記のとおり有料の公園施設を設置したので、彦根市公園条例(昭和 54 年彦根市条例第 21 号)第 8 条第 3 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 11 日

彦根市長 和田 裕 行

記

- 1 名称 金亀公園 多目的グラウンド
- 2 位置 彦根市金亀町地先
- 3 規模等 土舗装 6,500 m<sup>2</sup>
- 4 使用料 彦根市公園条例別表第 2 に規定する額
- 5 供用を開始した日 令和 4 年 6 月 11 日



**彦根市告示第181号**

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年6月15日

彦根市長 和田裕行

## 1 指定した指定緊急避難場所

- 名称 パナソニック株式会社くらしアプライアンス社ビューティ・パーソナルケア事業部彦根工場
- 所在地 彦根市岡町33番地
- 災害種別ごとの使用場所  
ア 地震 体育館  
イ 水害 体育館  
ウ 土砂災害 体育館
- 災害種別ごとの収容人員  
ア 地震 620人  
イ 水害 620人  
ウ 土砂災害 620人

## 2 指定日

令和4年6月15日

## 3 担当課

市長直轄組織危機管理課

**公告****彦根農業振興地域整備計画変更縦覧公告**

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、彦根農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、下記により縦覧に供する。

令和4年6月6日

彦根市長 和田裕行

記

## 1 縦覧場所

彦根市元町4番2号 彦根市産業部農林水産課

## 2 彦根農業振興地域整備計画の変更内容

農用地利用計画の一部変更

農用地利用計画の変更については、土地利用計画図(附図1号)および平面図(附図6号)にて表示した部分とする。

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年6月7日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市栄町二丁目 6 番 65 号 株式会社トラストエージェンツ 代表取締役 臼井 大典	彦根市大堀町字上岩光寺 360 番 1、361 番 1、362 番 1、 363 番 1 および 364 番 1	4,812.45 m <sup>2</sup>	令和 4.6.7	900

犬の抑留について公告

狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 7 項の規定により、次のとおり抑留されたので、所有者は、滋賀県動物保護管理センター所長に申し出て引き取って下さい。なお、所有者が引き取らないときは、同条第 9 項の規定により処分されます。

令和 4 年 6 月 13 日

彦根市長 和田裕行

(以下省略)

公示送達について公告

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業所が明らかでないため、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 78 条および介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 143 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 20 条の 2 の規定により公示送達をする。

送達すべき書類は、彦根市市民環境部保険年金課において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。

令和 4 年 6 月 13 日

彦根市長 和田裕行

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類
(略)	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 彦根市介護保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書
	令和 4 年度 国民健康保険料 決定通知書

(略)	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	国民健康保険料	決定通知書
	令和4年度	彦根市介護保険料	決定通知書
	令和4年度	彦根市介護保険料	決定通知書
	令和4年度	彦根市介護保険料	決定通知書
	令和4年度	彦根市介護保険料	決定通知書

**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年6月14日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	彦根市野良田町字岸ノ下 419番1、419番6、420番1、 424番1および430番2	2,599.12 m <sup>2</sup>	令和4.6.14	915

代表取締役社長  
竹増 貞信

## 農業委員会告示

### 彦根市農業委員会告示第 7 号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和 4 年 6 月 3 日

彦根市農業委員会

会長 田 中 金 二

記

- 日時 令和 4 年 6 月 10 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 場所 彦根市役所 5 階 会議室 5-1、5-2
- 議題
  - 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 彦根市農用地利用集積計画(案)について

## 水道事業告示

### 彦根市水道事業告示第 10 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	545
氏名または名称	株式会社 陽宝
代表者氏名	代表取締役 富田 陽子
住所	長浜市東上坂町 733 番地
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 陽宝
上記事業所の所在地	長浜市東上坂町 733 番地
指定年月日	令和 4 年 5 月 20 日

### 彦根市水道事業告示第 11 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 6 月 6 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

登録番号	547
------	-----

氏名または名称	株式会社 湖北製作所
代表者氏名	代表取締役 國友 龍一
住所	長浜市湖北町海老江 550 番地
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 湖北製作所
上記事業所の所在地	長浜市湖北町海老江 550 番地
指定年月日	令和4年5月24日

### 彦根市水道事業告示第12号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和4年6月6日

彦根市長 和田裕行

記

登録番号	546
氏名または名称	株式会社 キンライサー
代表者氏名	代表取締役 森 崇伸
住所	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 キンライサー
上記事業所の所在地	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
指定年月日	令和4年5月27日

## 日夏町財産区告示

### 彦根市日夏町財産区告示第4号

彦根市日夏町財産区議会を下記のとおり招集する。

令和4年6月14日

彦根市日夏町財産区管理者

彦根市長 和田裕行

記

- 日時 令和4年6月23日(木) 午前10時から
- 場所 彦根市日夏町2610番地6 日夏町公民館
- 議案

- (1) 選第1号 彦根市日夏町財産区議会議長選挙について
- (2) 選第2号 彦根市日夏町財産区議会副議長選挙について